

佐賀県医師修学資金等の手引

[佐賀県キャリア形成プログラムの適用に同意した方対象]



令和5年4月改訂

佐賀県健康福祉部医務課

写真提供：佐賀県観光連盟

目次

1 はじめに	- 1 -
2 募集内容	- 1 -
3 貸与の申請手続	- 2 -
4 貸与の決定	- 2 -
5 貸与決定後の借入手続	- 3 -
6 返還猶予の要件・手続	- 4 -
7 返還免除の要件・手続	- 5 -
8 届出	- 7 -
9 個人情報の取扱い	- 8 -
10 返還	- 8 -
(参考)　返還猶予及び返還免除の対象となる医療機関等	- 9 -
例規集	- 11 -

佐賀県医師修学資金等貸与条例

佐賀県医師修学資金等貸与条例施行規則

佐賀県医師修学資金等貸与要綱

佐賀県キャリア形成プログラムについて（概要）

1 はじめに

佐賀県では、県民に必要な医療を提供するため、特定の診療科等に勤務する医師を育成することを目的に、修学資金等を貸与します。

本修学資金等の貸与制度については、佐賀県医師修学資金等貸与条例施行規則の一部を改正する規則（令和3年規則第13号。）が公布され、令和3年3月29日付けで施行されました。

これに伴い、当該施行日以降に修学資金等の貸与を受ける方及び当該施行日より前に貸与を受けた方のうち希望する方は、佐賀県キャリア形成プログラムが適用されることとなります。このプログラムは、医療法（昭和23年法律第205号）第30条の23第2項第1号の規定に基づく計画であり、佐賀県での活躍が期待されているいわゆる地域枠等の医師のキャリア形成と県として特に必要な医師の育成との両立を図ることを目的として定めたものです。

修学資金等の貸与を受けた後は、引き続き一定期間、佐賀県キャリア形成プログラムに定める医療機関等における業務に従事した場合に、修学資金等の返還と利息の支払いの全部が免除されます。

なお、返還免除の要件に該当しない場合は、修学資金等の返還及び利息の支払いが必要です。

また、返還免除の手続きが完了するまでは返還猶予期間となるため、所要の手続きが必要となります。

2 募集内容

修学資金	対象者	貸与額 (年額)	貸与 期間	返還免除 となる 診療科の業務
大学生修学資金	【県推薦枠】 佐賀大学医学部医学科 佐賀県推薦入学特別選抜合格者	122万8千円 (1年次151万円)	6年	総合診療科 内科 小児科
	【地域枠（長崎大）】 長崎大学医学部医学科 学校推薦型選抜ⅡC佐賀県枠合格者		6年	外科 産婦人科 脳神経外科 麻酔科 救急科 等
研修資金	【一般枠】 全国の臨床研修医	150万円	2年以内	

3 貸与の申請手続

次の提出書類を添えて、申請してください。

ただし、本制度と同様に貸与後一定期間の勤務が条件となっている奨学金等の貸与を受けている場合は、申請することができません。

貸与を受ける修学資金	提出書類
大学生修学資金	大学生修学資金貸与申請書（規則様式第1号その1）※1
	大学の在学証明書
	在学する大学の学長又は学部長の推薦調書 (要綱様式第1号その1)※2
研修資金	研修資金貸与申請書（規則様式第1号その3）※1
	研修実施計画書（要綱様式第6号）
	医師免許証の写し
	臨床研修を受ける医療機関等の開設者又は管理者の推薦調書 (要綱様式第1号その3)※2
共通 (初回申請時のみ)	申請者及び各連帯保証人の身分証明書（学生証、運転免許証、健康保険証等）の写しその他本人確認を行うことのできる書面
	誓約書（要綱様式第2号その1若しくはその2）
	応募理由書（要綱様式第3号）
	個人情報の第三者提供に関する同意書（要綱様式第4号）
	個人情報の照会に関する同意書（要綱様式第5号）

※1 大学生修学資金貸与申請書及び研修資金貸与申請書の提出にあっては、成年者の連帯保証人2名が必要です。（申請者に親権者又は未成年後見人があるときは、連帯保証人のうち一人は、当該親権者又は未成年後見人でなければなりません。）

※2 佐賀県医師修学資金等の貸与を受けることが要件として定められている大学入学試験により入学した方又は過去に佐賀県医師修学資金等の貸与を受けたことがある方は、推薦調書を提出していただく必要はございません。

4 貸与の決定

書類による審査を行い決定し、文書により申請者及び推薦者に通知します。

（必要に応じ面接を行う場合があります。）

5 貸与決定後の借入手続

審査結果通知（要綱様式第7号その1）による貸与の決定を受けたときは、直ちに次の書類を提出してください。提出後、指定された口座に借用年ごとに1年分を一括して振り込みます。

- (1) 佐賀県医師修学資金等借用証書（規則様式第2号）
- (2) 口座振替申出書（別に定められた様式）※国内に本支店をおく金融機関に限ります。
- (3) （研修資金申請者のみ）臨床研修を受けていることを証する書面

※借用期間は、貸与の決定を受けた期間としてください。

※必要な金額の収入印紙を左肩に貼り、申請者及び連帯保証人の割印をしてください。

借用証書に記載する借用期間が複数年にわたる場合は、借用証書提出後の翌年度から貸与期間が終了する年度までの間、毎年度、所属する大学又は大学院の在学証明書若しくは臨床研修を受けていることを証する書面を提出してください。（提出日は、毎年度お知らせします。）なお、提出時に大学を休学している場合は貸与を停止しますので、状況変更届（規則様式第6号）により届出を行ってください。

（参考）収入印紙税額（令和5年4月時点）

借用金額（複数年度にわたる場合は合計額）	印紙税額
50万円を超える100万円以下	1千円
100万円を超える500万円以下	2千円
500万円を超える1千万円以下	1万円
1千万円を超える5千万円以下	2万円

※国税庁ホームページ

「No.7140 印紙税額の一覧表（その1）第1号文書から第4号文書まで」参照

URL: <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/inshi/7140.htm>

6 収還猶予の要件・手続

修学資金等の貸与を受けた後、本来であれば、一括して返還しなければなりませんが、返還猶予の要件に該当する場合は、返還猶予申請を行い決定されることで返還が猶予されます。

(1) 要件

ア 修学資金等の返還及び利息の支払いの全部が猶予される要件

(ア) 貸与を廃止された後も、引き続き大学に在学しているとき（条例第9条第1項第1号）

(イ) 医師の免許取得後、引き続き県内の基幹型臨床研修病院において臨床研修を受けているとき（条例第9条第1項第2号）

イ 修学資金等の返還及び利息の支払いの全部又は一部が猶予される要件

(ア) 佐賀県キャリア形成プログラムに定められた医療機関等において業務に従事するとき（条例第9条第2項第1号又は第2号）

(イ) 災害又は疾病が認められるとき（条例第9条第2項第3号）

(ウ) その他やむを得ない理由があると認められるとき（条例第9条第2項第3号）

(エ) 佐賀県キャリア形成プログラムに定められた専門研修プログラムを受けるとき（条例第9条第3項）

(2) 手續

返還猶予の手続きにあっては、次の書類を提出してください。

ア 修学資金等返還猶予申請書（規則様式第3号）

イ 収還猶予要件に応じた添付書類

要件	添付書類
ア- (ア)	大学の在学証明書又は在学等証明書(任意様式又は要綱様式第8号)
ア- (イ)	在職等証明書又は同等の内容を証明する書面 (要綱様式第9号又は同等の内容を証明する任意様式)
	医師免許証の写し(一度提出した場合は不要)
イ- (ア)	在職等証明書又は同等の内容を証明する書面 (要綱様式第9号又は同等の内容を証明する任意様式)
イ- (イ)	(災害の場合) 罹災証明書
	(疾病の場合) 医師が発行する診断書
イ- (ウ)	その他やむを得ない理由の内容を証明する書面
イ- (エ)	在職等証明書又は同等の内容を証明する書面 (要綱様式第9号又は同等の内容を証明する任意様式)
	臨床研修修了証の写し(一度提出した場合は不要)

7 収還免除の要件・手続

修学資金等の貸与を受けた期間の2分の3に相当する期間（1年未満切上げ）を必要勤務期間とし、県内の公的病院等の総合診療科・内科・小児科・外科・産科・脳神経外科・麻酔科・救急科等で業務に従事した者は、修学資金等の返還及び利息の支払いの全部が免除されます。

臨床研修修了後、一部の医療機関において専門研修等又は医師として業務に従事し、一定の期間を超える場合、その超える期間を返還猶予として取り扱います。また、専門研修等を行う期間は、佐賀県キャリア形成プログラムのコース別に返還免除の取扱いが異なります。詳細は後述の「(参考) 収還猶予及び返還免除の対象となる医療機関等」をご覧ください。

(1) 要件

ア 修学資金等の返還及び利息の支払いの全部が免除される要件

- (ア) 必要勤務期間の間、佐賀県キャリア形成プログラムに定められた医療機関等における業務（）を行ったとき
(イ) 佐賀県キャリア形成プログラムに定められた医療機関等における業務（県内の公的医療機関等で受ける専門研修その他の研修を含む。）に起因する心身の故障又は死亡のため業務を継続することができなくなったとき

イ 修学資金等の返還及び利息の支払いの全部または一部が免除される要件

- 災害、死亡、疾病その他やむを得ない理由により業務に従事することができなくなったとき

(2) 手續

返還免除の手続きにあっては、次の書類を提出してください。

ア 修学資金等返還免除申請書（規則様式第4号）

イ 収還免除要件に応じた添付書類

要件	添付書類
共通	業務に従事した又は専門研修等を受けた県内の公的医療機関等の名称及びその期間を証明する書面 (要綱様式第9号又は同等の内容を証明する任意様式)
	休職及びその期間を証明する書面 (要綱様式第9号又は同等の内容を証明する任意様式)
ア- (イ) 又はイ	死亡の理由及びその年月日を証明する書面

※他の事務手続きにて既に証明した期間がある場合は、その期間の再度の証明は不要です。

(3) その他の留意事項

ア 病気等により休職したとき

必要勤務期間中に、疾病、災害その他やむを得ない理由により休職したときは、その休暇期間は、業務に従事した期間からは除きます。

イ 期間の計算方法

- (ア) 修学資金の貸与を受けた期間を計算する場合において、1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定するものとします。
- (イ) 業務に従事した期間を計算する場合は、月数によるものとし、業務に従事した日の属する月から業務に従事しなくなった日の属する月までを算入するものとします。
- (ウ) 業務に従事することができなかった期間を計算する場合、当該期間中に休職又は停職の期間があるときは、休職又は停職の期間の初めの日の属する月から休職又は停職の期間の終了の日の属する月までを計算するものとします。ただし、休職又は停職の期間の終了の日の属する月において、再び休職し、又は停職の処分を受けたときは、その月を1月として計算するものとします。
- (エ) (イ) の規定により業務に従事した期間を計算する場合は、出産、育児又は家族の介護等その他これに準ずると知事が認める理由により短時間勤務等の勤務形態により勤務した期間があるときは当該期間の初めの日の属する月から終了の日の属する月までの月数に、当該期間における1週間当たりの所定労働時間を短時間勤務等をしなかった場合における1週間当たりの所定労働時間で除して得た数を乗じて得た月数（一月末満の端数があるときは切り上げ）により計算するものとします。
- (オ) (エ) の規定は、1週間当たりの所定労働時間が週により異なる方について準用します。この場合、前項中「当該期間における1週間当たりの所定労働時間」とあるのは「当該期間における1週間あたりの平均労働時間」と読み替えるものとします。

8届出

次の状況が生じたときは、以下により所定の様式を届け出てください。

各種様式は県ホームページに掲載しております。

URL: <https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00334823/index.html>

(1) 次に掲げる状況が生じたとき

ア 本人又は連帯保証人の氏名又は住所に変更があったとき

イ 本人の勤務先に変更があったとき

状況	書類名
共通	氏名・住所・勤務先変更届（規則様式第5号）
イ	変更前の勤務先で勤務していたことを証明する書面 (要綱様式第9号又は同等の内容を証明する任意様式)
	変更後の勤務先に在職していることを証明する書面 (要綱様式第9号又は同等の内容を証明する任意様式)

(2) 次に掲げる状況が生じたとき

ア 大学又は大学院を休学、復学、停学又は退学したとき

イ 大学を卒業又は大学院を修了したとき

ウ 医師の免許を取得したとき

エ 大学若しくは大学院における修学又は臨床研修若しくは専門研修に堪えない程度の心身の故障を生じたとき

オ 修学資金等の貸与を辞退するとき

状況	書類名
共通	状況変更届（規則様式第6号）
ア又はイ	在籍する大学又は大学院が証明する書面 (要綱様式第9号又は同等の内容を証明する任意様式)
ウ	医師免許証の写し
エ	心身の故障の内容を証明する医師の診断書

(3) 臨床研修又は専門研修を中止し、休止し、再開し、又は変更したとき

状況	書類名
共通	研修中止等届（規則様式第7号）
再開又は変更の場合	研修先の医療機関の開設者又は管理者の証明書

(4) 連帯保証人が死亡し、又は連帯保証人に破産その他連帯保証人として適当でない事由が生じ、連帯保証人を変更したとき

連帯保証人変更届（規則様式第8号）

(5) 返還猶予の決定を受けたとき（ただし、返還猶予申請書を提出した年度は除く）
佐賀県医師修学資金等現況届（要綱様式第11号）

9 個人情報の取扱い

この修学資金等の貸与に際して提出された申請書等に記載されている個人情報は、当該貸与事業に係る業務のためのみに使用し、それ以外の目的のために使用することはありません。

また、第三者提供については、個人情報の第三者提供に関する同意書（要綱様式第4号）および、個人情報の照会に関する同意書（要綱様式第5号）に記載のとおりとなります。

10 返還

次のいずれかに該当するときは、貸与を受けた修学資金等の額に、貸与を受けた日の翌日から貸与を廃止された日又は貸与期間が満了した日までの期間の日数に応じ、年10パーセントの割合で計算した利息を加えた額を、理由が生じた月の翌月一日から起算して一月以内に、一括して支払わなければなりません。

返還の取扱いについては、入学の要件等も踏まえ、借用証書の特約条項に基づき、県と貸与を受けた方との間で協議を行った上で、決定いたします。

- (1) 大学若しくは大学院を退学し、又は臨床研修若しくは専門研修を中止したとき
 - (2) 心身の故障のため、大学若しくは大学院における修学又は臨床研修若しくは専門研修を継続することができなくなったと認められるとき
 - (3) 修学資金等の貸与を受けることを辞退したとき
 - (4) 死亡したとき
 - (5) 大学卒業後2年以内に医師の免許を取得できなかつたとき
 - (6) 貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき
 - (7) その他貸与生として不適当と認められるとき
- ※ 正当な理由がなく貸与を受けた修学資金等を知事の定める日までに返還しなかつたときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年15パーセントの割合で計算した延滞利息を支払わなければなりません。

(参考) 収還猶予及び返還免除の対象となる医療機関等

(令和5年4月時点)

1 臨床研修（収還猶予）

以下に掲げる県内基幹型臨床研修病院の臨床研修プログラムを収還猶予の対象として取り扱います。

- (1) 佐賀県医療センター好生館
- (2) 佐賀大学医学部附属病院
- (3) 唐津赤十字病院
- (4) 国立病院機構嬉野医療センター
- (5) 国立病院機構佐賀病院
- (6) 新武雄病院

※上記に掲げる県内の基幹型臨床研修病院のプログラムに基づき、県内の他の病院や県外の病院を協力型臨床研修病院又は臨床研修協力施設として研修を受けることは可能です。

2 専門研修（収還猶予及び返還免除）

臨床研修修了前までに選択する「佐賀県キャリア形成プログラムコース」により、収還猶予及び返還免除となる専門研修プログラムが異なります。それぞれのコースにおける収還猶予及び返還免除となる専門研修プログラムは以下のとおりです。

Aコース…一般社団法人日本専門医機構が認定した内科、小児科、外科、産婦人科、脳神経外科、麻酔科及び救急科の県内が基幹施設となっている専門研修プログラム

Bコース…一般社団法人日本専門医機構が認定した県内が基幹施設となっている内科専門研修プログラム（ただし、総合内科医や病院総合医の育成を目的としたコースに限る。）又は総合診療専門研修プログラム

Cコース…一般社団法人日本専門医機構が認定した基本領域学会の専門研修プログラムであって、県内が基幹施設となっているプログラム（ただし、県内の離島等のへき地医療に従事又は内科（総合内科等に関する診療に限る。）、救急科及び総合診療に係る専門研修プログラムと同等の内容等のものであって総合診療の経験として適当と知事が認めた業務に2年間従事すること）

※Aコース及びBコースにおける専門研修プログラムのうち、県内医療機関における業務のみ返還免除及び収還猶予として取り扱い、県外医療機関における業務がある場合は、その期間を収還猶予としてのみ取り扱う。

※Cコースにおける総合診療の経験として適当と知事が認めた2年間の業務のみ返還免除及び収還猶予として取り扱い、これ以外の基本領域学会の専門研修プログラムにおける業務を収還猶予としてのみ取り扱う。

3 専門医取得後の業務（返還猶予及び返還免除）

1 医療法第7条の2第1項各号に掲げる者が開設する病院	佐賀県医療センター好生館
	唐津市民病院きたはた
	多久市立病院
	小城市民病院
	伊万里有田共立病院
	佐賀市立富士大和温泉病院
	町立太良病院
	唐津赤十字病院
	済生会唐津病院
	佐賀中部病院
2 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人が開設する病院	佐賀大学医学部附属病院（※1）
3 独立行政法人国立病院機構が開設する病院	NHO佐賀病院
	NHO嬉野医療センター
	NHO肥前精神医療センター
	NHO東佐賀病院
4 （産婦人科専門研修プログラムを選択した医師及び当該プログラムに基づき産婦人科専門医を取得した医師は）県内の病院又は診療所（※1）	
5 佐賀県地域医療対策協議会による派遣決定が行われた医療機関	
6 知事が必要と認めた医療機関（※2）	

【下記※1項目の取扱いについて】

令和5年3月13日付の佐賀県修学資金等貸与条例の改正に伴い、令和5年4月より※1に記載する返還免除の取扱いは廃止しました。

※1 専門研修等（A）又は専門医取得後に「専門医取得後の業務」として表に掲げる医療機関のうち2又は4に掲げる医療機関にて業務従事（B）した場合は、当該医療機関で勤務した期間について、返還免除の取扱いが以下のとおりとなります。

状況	返還免除として取り扱う期間
AかBいずれかの期間があるとき	必要勤務期間×1/2（端数切捨て）
AとB両方の期間があるとき	必要勤務期間×2/3（端数切捨て）

※返還免除として取り扱う期間を超える期間がある場合は、返還猶予として取り扱います。

（例）大学在学中に6年間貸与を受けた後、専門研修等を受け、佐賀大学医学部附属病院で業務従事したとき

期間	算出方法
必要勤務期間	9年間（6年間×3/2）
返還免除として取り扱う専門研修等の期間	4年間（9年間×1/2）

返還免除として取り扱う専門研修等及び佐 賀大学医学部附属病院での業務従事の期間	合算して6年間（9年間×2/3）
--	------------------

※2 適用対象者の育児や家族の介護等特別な事情がある場合に限り認めるものとします。

例規集

(佐賀県医師修学資金等)

